

平成19年度
包括外部監査の結果報告書

平成20年3月

宮崎県包括外部監査人

竹之内敏伸

目 次

		頁
第1章	外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	〃
第2	選定した特定の事件	〃
1	外部監査対象	〃
2	外部監査対象期間	〃
第3	事件を選定した理由	〃
第4	外部監査の方法	〃
1	外部監査の対象	〃
2	監査手続き	2
第5	包括外部監査の結果	〃
第6	外部監査の実施期間	3
第7	監査補助者	〃
第8	その他	4
第9	利害関係	〃
第2章	「宮崎県公社等改革指針（平成16年3月）」における改革の方向性について	5
第3章	公社等改革について	22
第1	公社等改革から見た指定管理者制度	〃
1	概要	〃
2	実施した監査手続き	23
3	契約状況	〃
4	指定管理応募者に対する配点の仕方の指示の内容	25
5	選定委員毎の応募者別の点数	27
6	順位と点数の相関関係	31
7	応募者数と点数の相関関係	32
8	選定委員毎の順位間の点数差	34
9	監査の結果	38
	<u>包括外部監査人の意見</u>	〃
第2	宮崎県住宅供給公社	41
1	事業内容	〃
2	実施した監査手続き	〃

	頁
3	宮崎県公社等改革指針（平成 16 年 3 月）にお ける改革工程及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
4	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
5	事務局の統合・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
	<u>包括外部監査人の意見</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4
第 3	宮崎県道路公社・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
1	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・ //
2	実施した監査手続・・・・・・・・・・・・・・・・ //
3	宮崎県公社等改革指針（平成 16 年 3 月）にお ける改革工程及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・ //
4	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2
	<u>包括外部監査人の意見</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
第 4	宮崎県土地開発公社・・・・・・・・・・・・・・・・ //
1	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・ //
2	実施した監査手続・・・・・・・・・・・・・・・・ //
3	宮崎県公社等改革指針（平成 16 年 3 月）にお ける改革工程及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・ //
4	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9
	<u>包括外部監査人の意見</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ //
第 5	財団法人宮崎県公園協会・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 0
1	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・ //
2	実施した監査手続・・・・・・・・・・・・・・・・ //
3	宮崎県公社等改革指針（平成 16 年 3 月）にお ける改革工程及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・ //
4	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
	<u>包括外部監査人の意見</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5
第 6	公社等改革に基づく公益法人の解散・統合につい て・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 6
1	解散時の会計処理について・・・・・・・・・・・・・・・・ //
(1)	財産法人宮崎県漁業振興基金・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 7
	<u>包括外部監査人の意見</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 2
(2)	財団法人宮崎県消費者協会・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4
	<u>包括外部監査人の意見</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・ //
(3)	社団法人宮崎県畜産会・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 5
(4)	財団法人みやざき 21 世紀戦略推進財団・・・・・・・・ //

		頁
第7	公益法人の会計処理等について	89
1	財団法人宮崎県水産振興協会	89
	<u>包括外部監査人の意見</u>	92
2	社団法人宮崎県労働者福祉団体中央会	〃
3	財団法人一ツ瀬川スポーツセンター	94
	<u>包括外部監査人の意見</u>	99
第4章	新公益法人会計基準へ移行した財団・団体の平成18年度財務諸表について	103
第1	結論	〃
第2	財団法人宮崎県立芸術劇場	105
1	特定資産に計上されている、「運用財産預金」「修繕積立金」について	〃
2	平成18年度財務諸表修正事項	110
3	結論	112
第3	財団法人宮崎県産業支援財団	117
1	特定資産及びそれと同額設定されている引当金計上の妥当性	〃
	<u>包括外部監査人の意見</u>	125
2	平成18年度財務諸表修正事項	127
第4	社団法人宮崎県畜産協会	134
1	概況	〃
2	肉用子牛生産者補給金制度における、「生産者積立金（資産）」、「生産者準備金（資産）」「生産者積立金（負債）」、「生産者積立準備金（負債）」について	135
3	肉用牛肥育経営安定対策事業に係る地域基金（負債）の会計処理について	139
4	結論	145
第5	財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会	155
1	平成18年度財務諸表修正事項	〃
	<u>包括外部監査人の意見</u>	163
第6	財団法人宮崎県看護学術振興財団	167
1	平成18年度財務諸表修正事項	〃
	<u>包括外部監査人の意見</u>	171

		頁
第 7	財団法人宮崎県暴力追放県民会議	172
1	平成 18 年度財務諸表修正事項	〃
	<u>包括外部監査人の意見</u>	177
第 8	社団法人宮崎県農業開発公社	178
1	平成 18 年度財務諸表修正事項	〃
	<u>包括外部監査人の意見</u>	183
第 9	財団法人宮崎県内水面振興センター	188
1	平成 18 年度財務諸表修正事項	〃

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

1 外部監査対象

「宮崎県公社等改革指針」(平成16年3月)に基づく公社等改革の評価について

2 外部監査対象期間

平成16年度から平成18年度まで(平成16年4月1日より平成19年3月31日までの期間)

第3 事件を選定した理由

宮崎県は、「宮崎県公社等改革指針」(平成16年3月)を策定し、これを実施してきたが、平成18年度が公社等改革推進期間の最終年度となる。そして、この推進期間を、三ヵ年延長する「宮崎県公社等改革指針(改訂版)」(平成19年3月)が公表された。

「宮崎県公社等改革指針」(平成16年3月)においては、各財団・社団等毎に改革の方向性が設定され、その改革工程が示されている。さらに、「宮崎県公社等改革指針(改訂版)」(平成19年3月)は、各法人のこれまでの改革の成果や経営状況を述べ、新たな改革の方向性について述べている。

そこで、「宮崎県公社等改革指針」(平成16年3月)が各財団・社団等毎にどの様に実施され、「宮崎県公社等改革指針(改訂版)」(平成19年3月)では、その実績に対する評価がどのような方法で実施・反映されたのか、さらに、今後の改革の方向性にどの様に生かされているのかを検討する事は、多額の財政支出を伴う宮崎県の財団・社団等の見直しを行う際にも必要であろうと考えた。

第4 外部監査の方法

1 外部監査の対象

「宮崎県公社等改革指針」（平成 16 年 3 月）に記載されている財団・社団等。

2 監査手続き

(1) 包括外部監査人が行った主な監査手続き

- ア 「宮崎県公社等改革指針」（平成 16 年 3 月）、「宮崎県公社等改革指針（改訂版）」（平成 19 年 3 月）の閲覧
- イ 「公社等経営評価シート」の閲覧
- ウ 平成 13 年度から平成 18 年度までの財務諸表の閲覧
- エ 各種資料の閲覧、質問
- オ 各担当者に対するヒアリング
- カ その他外部監査人が必要と認めた手続き

第 5 包括外部監査の結果

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査を実施した。宮崎県は、「宮崎県公社等改革指針」（平成 16 年 3 月）により、公社等の改革を実施してきた。その主な結果を一覧表にまとめると以下のとおりとなる。

	改革の主な内容	平成 16 年 4 月 1 日現在	平成 19 年 4 月 1 日現在	増 減
1	宮崎県出資公社等の法人数	63 法人	50 法人	△13 法人
2	宮崎県出資公社等への役員・職員派遣数	170 名	106 名	△64 名
3	宮崎県出資公社等への財政支出額（会社法法人を除く）	（平成 16 年度） 約 157 億円	（平成 18 年度） 約 123 億円	△34 億円

- 1 宮崎県においては、平成 18 年度から 62 施設において指定管理者制度が導入されている。この制度導入による宮崎県の財政負担の縮小額は約 4 億円となっている。さらに、指定管理者になった財団等についての給与体系は、宮崎県の給与体系からある程度切り離されるため、人件費削減の効果も見られた。
- 2 公社等の解散・統合により、法人数は 13 法人減少している。その結果、当然宮崎県からの派遣役員・職員数は減少している。その意味からは確かに一定の効果は認められる。しかし、宮崎県住宅公社における包括外部監査人の意見でも述べているように、「宮崎県住宅公社」「宮崎県道路公社」「宮崎県土地開発公

社」の3公社の事務所を統合する事によって、積極的改革が行われていないのに、表面的に現れる人件費削減効果を「公社等改革」における効果と判定し、実質的な判定まで踏み込んでいないと思われる場合もある。

- 3 解散した財団等の解散事業年度における会計処理及び受け入れ財団等の残余財産の受け入れ処理を検討したが、解散法人である財団法人宮崎県漁業振興基金からの寄附金の受け入れ処理について包括外部監査人の意見として述べたが、それ以外の解散財団等の解散事業年度の会計処理等に問題となる事項は無かった。
- 4 平成18年度に、新公益法人会計基準に移行した14法人の財務諸表を閲覧したが、全体的にみると適正に処理されといえるとは言い難かった。公社等改革を言う場合には、適正に作成された財務諸表に現れた数字を基に各年度の比較を行い、その効果の判定を行なう必要がある。その意味から言うなら、「宮崎県公社等改革指針」(平成16年3月)の改革目標を、適正に作成された財務諸表に現れた結果に基づき評価し、それを判断資料として「宮崎県公社等改革指針(改訂版)」(平成19年3月)が作成されたとは言えないものであった。勿論、「公社等経営評価シート」を見てみると、各種比率等を用いて年度毎の評価は行っている。全く財務的基礎を無視して「宮崎県公社等改革指針(改訂版)」(平成19年3月)が作成されたとは言わないが、少なくとも宮崎県及び財団等の内容を日常的に知り得る立場には無い包括外部監査人にとっては、客観的判断資料は公表された財務諸表しかないし、これに基づく実績評価しか行い得ないのである。
その意味からも、平成19年度以降の財務諸表が適正に作成され、「宮崎県公社等改革指針(改訂版)」(平成19年3月)を評価する場合には、その財務諸表を基礎資料として公社等改革の効果が判定される事を期待する。
- 5 個別に改善又は検討すべき事項については、個別の監査結果及び包括外部監査人の意見として述べている。

第6 包括外部監査の実施期間

平成19年7月4日から平成20年2月29日まで。

第7 監査補助者

公認会計士 川島 秀文
公認会計士 當房 慶太

第8 その他

本報告書の各表に表示されている合計数値は、千円単位で四捨五入した数値をパソコン上の自動計算で集計したものであり、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 「宮崎県公社等改革指針（平成16年3月）」における改革の方向性について

	改革の方向性	理由	改革工程
(財) 宮崎県私学振興協会	1 基本財産への出捐により会員になった私立学校への融資斡旋事業を行っているが、平成6年度以降、利用実績が極端に低下している。利用者にとってメリットのある事業として再構築を検討すべきである。他の制度融資や一般融資との差別化が図れない場合には、事業の縮小または廃止も検討せざるを得ない。	1 少子化への対応策として設備投資を控えている。 2 基本財産が主として融資斡旋事業のために融資金融機関へ預け入れられているが、このような事業スキームが低金利時代に適応していない。現在の融資条件では利用するメリットがほとんど無い。利子補給事業との抱き合わせによる金利負担軽減効果という、設立当初の事業スキームを見直していない。	1 融資斡旋事業のスキームの見直し（縮小または廃止を含めて考える。）
	2 自主財源を確保して補助金への依存度を低くする方法を検討すべきである。	1 主催研修会の有料化、年会費制、事務受託料の定額料金等受益者負担の理解を得られる事業計画等の策定が出来れば可能である。	1 研修会有料化または年会費制等、受益者負担の仕組みの検討。
	3 法人の目的（存在意義）から再構築を行い、同時に利用者である私立学校の視点を踏まえた事業計画の策定が必要である。	1 中長期の事業計画を策定し、適時の見直しを継続的に行うべきであるが、長期間に亘り事業内容の見直しが実施されていない。	1 事業縮小・廃止の可否検討。
	4 利用者のニーズに即した事業実施と自主財源確保のために有効な方策が確立できない場合には、法人全体の事業縮小、最悪の場合には存続の可否まで含めた検討が必要である。		
(財) みやざき21世紀戦略推進財団	1 実施している事業が、他の団体も同様の事業を行っていたり、他の団体と一体となって実施した方が効果が期待できる等事業のあり方の再検討が必要である。		1 事業内容の見直し。 2 統合・事業再編の検討。
	2 事業内容の見直し、類似の趣旨の事業を実施していると考えられる他の団体や、より効果的に事業を実施することが可能と思われる他の団体への事業移管について検討する必要がある。ま	1 財団の財産は、県からの出損によるものと、イベントの清算金を財源とした出損によるものがある。事業の実施については、運用財産の取崩方式によるものが大半であるが、基本財産の運用益により実施している事	1 類似団体への事業移管。 2 政策検討等の事業は県独自で実施する。

	改革の方向性	理由	改革工程
	た、政策事業については、県独自で事業を実施することも考えられる。	業については、低金利の影響から県からの補助金を受けている状況にある。	
	3 プロパー職員がいないことにより、自立性が保持されていない。		
(財) 宮崎県国際交流協会	1 市町村や他の民間国際交流・協力団体との事業の役割分担の明確化が必要である。	1 国際化の急速な進展に伴い国際交流・協力に関する県民のニーズが増大かつ多様化している。	1 事業内容の見直し。 2 他の団体との関係の明確化。 3 民間団体や人材の育成を重点的に実施する。 4 在住外国人への支援強化。
	2 法人固有の業務と受託業務の区分が不明確なものがあり、受託内容とそれに応じた受託料を明確にする必要がある。	1 宮崎ブラジル親善協会及び宮崎県国際連合協会の事業を受託している。	1 受託事業につき、受託業務を明確化し、受託業務に応じた受託料を算定する。
	3 自主財源の比率が小さいことから、自立性を高めるために自主財源の確保する必要がある。	1 金利低下により、基本財産の運用益が減少し、かつ収入の大部分が県の補助金と受託料である。	1 自主財源確保の方策検討・実施 2 賛助会員拡大。 3 現在無料実施事業の一部有料化。 4 基本財産の取り崩し。
	4 県関係者中心の組織体制を見直す必要がある。	1 県は法人にとって重要な業務委託元でもあることから、経営責任の明確化が必要である。	1 役職員構成の検討。 2 経営責任の明確化。 3 事業規模等を考慮した役員構成。 4 法人運営が効果的なものとなるような県職員の派遣構成。
1 県からの劇場管理運営や宮崎国際音楽祭など専門的業務を機動的に実施することが必要である。	1 県からの委託料及び補助金で実施してきたが、県の財政状況が悪化している。	1 中長期事業計画の策定・見直し。 2 県内の芸術文化	

	改革の方向性	理由	改革工程
(財) 宮崎県立芸術劇場	り、また多様な自主文化事業を実施している。しかし、事業の円滑な運用が難しくなっている。	2 金利低下のため宮崎県立芸術劇場文化事業基金(20億円)運用益の確保が困難となっている。	3 学生の裾野を広げる取り組みを実施する。 3 学生料金の設定等幅広い料金設定を行うなどして、新たな顧客層の開拓し、来場者の増加を図る。 4 基金の取り崩しを検討する。
	2 より主体的運営が出来るように組織を見直す必要がある。	1 県職員4名、県職員OB1名が理事に就任している。	1 県からの支援体制のあり方に対して検討する。
(財) 宮崎県消費者協会	1 地方消費センター運営方法を見直す必要がある。	1 地方消費生活センターの運営を、三つのセンターが行っているが、同一事業を区分する意義が薄れている。	1 事業再編の計画策定と組織体制の検討。 2 三つの消費生活センターの運営管理を一本化する。
	2 給料算定基礎の見直し。	1 民間給与と比較すると高い人件費となっている。プロパー職員も県職員と同様の給与テーブルを用いている結果である。	1 事業の再編と組織の改正。 2 仕事の効率化をはかり、人員削減を行う。 3 プロパー職員については、民間並みの給与規定を作成する。 4 民間人材派遣会社を利用する。
	3 理事の構成見直し。	1 各団対等の長等が多数を占めている。	1 理事の構成の検討。 2 理事の人員の削減。 3 事業を積極的に実施できる人材で理事を構成する。
	1 異なった部局が違った運営形態で事業を行っている。当法人の	1 当法人が運営しているのが「宮崎県総合青少年センター」、「青島少年自	1 経営計画の見直し。

	改革の方向性	理由	改革工程
協会 (財)宮崎県青少年研修	1 あり方について、また、経営計画及び事業を十分見直す必要がある。教育庁が所管する類似施設との関係についても、教育庁と協議する必要がある。	然の家」であり、教育庁所管が「むかばき少年自然の家」、「御池少年自然の家」と、同様の事業が行われている。	2 類似施設との関係の検討。
	2 プロパー職員の高齢化。	1 新規採用が無い。	
宮崎県権発協会 (財)	1 法人としての自立性が低いため、自主財源の確保が必要である。	1 県からの委託料への依存度が高い。	1 会員制度導入の可否検討。 2 資料有料化のニーズ調査。
(財)宮崎県環境科学協会	1 環境啓発部門・・・県派遣職員の縮減及び県委託事業の削減を行い、当法人の自主的・自立的公益事業の展開の促進を図る必要がある。	1 事業の大部分を県からの受託事業が占める。 2 県からの派遣職員がこの事業を処理している。	1 中長期計画の策定。 2 公益法人の設立目的に適い、かつ、効率的で有効な事業運営を図る。
	2 浄化槽検査部門・・・法定検査率の向上を目指し、浄化槽の適正な維持管理に係わる県民啓発、生活排水による汚濁防止事業に取り組む必要がある。	1 宮崎県で唯一、浄化槽法に基づく法定検査を委ねられた公益法人である。	1 同上 2 同上
	3 環境測定・環境アセス部門・・・ ①収益事業を実施しているが、利益の2分の1以上を公益事業のために使用する必要がある。 ②収益事業と公益事業の明確な区分が必要。 ③契約金額の原価計算を行い、設計金額につき適正な料金設定が必要。	1 「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）」による。	1 問題点の改革を実施できない場合は、環境測定・環境アセス部門の営利法人への転換等の検討が必要。
	4 事務所の施設整備を前提とした特定資産積み立てを行っているが、内部留保との区分が明確でない。	1 具体的な施設整備の要件の確定及び必要な資金計画を作る必要がある。	1 同上
環境整備公社 (財)宮崎県	1 廃棄物処理施設の整備及び環境への負荷の軽減と事業の効率化を図る必要がある。	1 廃棄物処理施設の整備は、全国自治体の抱える重要な課題の一つである。	1 中長期事業計画の策定。 2 経営に無理がなく、利用者が納得する利用料金
	2 廃棄物処理施設に見込まれる整	1 特に一般廃棄物処理事業に係わる緊	

	改革の方向性	理由	改革工程
	備費が362億円と大きいことから、関係自治体等の財政的負担を極力抑制できるように期間内収支シュミレーションが必要である。	急性の高さ（平成17年供用）と供用期間15年のタイムリミットを念頭において事業を完結させること。	設定のための原価計算システムの構築。 3 関係自治体の財政的負担額の決定。 4 供用開始後の県と市町村の役割分担の検討。
	3 産業廃棄物に係わる施設整備の資金調達スキームを早期に確定する必要がある。	1 産業廃棄物に係わる施設整備に充当する建設基金への民間団体からの出捐が未定である。	
会 (財) 宮崎県アイバンク協	1 県医師会の実質支援を受けながら自主事業収入、運用収入で事業を行っているが、従来の事業規模の維持が困難になっている。	1 県からの業務委託、補助金交付は無い。 2 金利低下による運用収入減。	1 事業運営方法の見直し並びに中長期計画の策定。 2 県医師会等関係団体からの支援要請。 3 関連団体との統合等の検討。
術振興財団 (財) 宮崎県看護学	1 20億円の基本財産を持ちながら、主に補助金により活動しているが、この方式の変更が必要である。	1 県の財政が苦しくなっている。	1 一定の基準を設けた上で、毎年度一定額の基本財産の処分を行う。
(財) 宮崎県社会福祉基金	1 事業運営において、組織上他の関連組織との重複があり、宮崎県社会福祉協議会との統合を検討する。 2 基金の取り崩し等を含め、財団の運営及び助成事業のあり方についての検討が必要である。	1 宮崎県社会福祉協議会の組織内において運営されている。 2 同協議会は、当財団の助成対象としている民間社会福祉活動とも密接な関係がある。 1 金利低下による運用収入減少。 2 当法人の基金運用による事業収入が減少し、県補助金への依存度が高まっている。	1 解散・事業統合の手法検討。 1 基金の取り崩し等運営助成事業のあり方の検討。
	3 民間社会福祉施設等への社会福祉振興資金貸付事業の事業見直し等を検討する必要がある。	1 平成17年度末まで宮崎県社会福祉協議会に委託している。	1 貸付事業の見直し。
	1 自立的な経営が確保されておら	1 他の民間の社会福祉施設の先駆的・	1 経営の健全化。

	改革の方向性	理由	改革工程
(社) 宮崎県社会福祉事業団	ず、県が財政支援を行っている。	専門的役割を担ってきた。	2 給与及び職員配置等の見直し。
	2 経営健全化計画の策定が早期に必要である。	1 運営を委託されている県立社会福祉施設は、介護保険制度や支援費制度導入等により福祉に対する行政の役割が変化してきている。	1 経営健全化計画の早期策定。 2 可能な限り県有施設を当法人に譲渡し、法人経営の完全自立化の方向で検討を行う。 3 民営化する県立社会福祉施設の民営化の方法等の検討。
社会推進機構 (財) みやざき長寿	1 さらに事業効率化を図るため他県の状況を把握しつつ、当法人に出金している関係機関との調整を図り、他団体との統合の可能性を検討する必要がある。	1 行政と民間が一体となって設立されたが、今後事業の効率化が必要である。	1 他団体との統合の可能性について検討。 2 公共性を考慮しつつ、相応の受益者負担の必要性につき検討。
センター (財) 宮崎県生活衛生営業指導	1 生活衛生関係営業は、現在厳しい状況にある。これら関係業界の経営健全化を業とする当法人は、業界活性化のための積極的 事業展開が必要である。		1 運営に関する要望を収集。 2 これまでの事業実績及び法に定められた事業内容と照らし合わせて、具体的な事業計画を策定する。
(財) 宮崎県腎臓バンク	1 県への依存度が高いが、現状を維持しないと、医療機関との連携やコーディネーターの設置経費の負担などの点から事業継続が難しい。	1 収入の大半が、県よりの補助金収入である。 2 本部が県庁内にある。 3 プロパー職員がおらず、県職員が財団業務を兼務している。	1 医師会や病院等の関連団体との連携方法の改善。 2 腎臓提供意思表示方法の統一化。 3 財源確保についての検討。 4 医師会等医療関連団体への事業移管等の検討。

	改革の方向性	理由	改革工程
(財) 宮崎県健康づくり協会	1 健康づくりの普及・啓発及び調査・研究等について一層の推進を図ることが必要である。	1 健康診断の受診率が低迷である。	1 継続的な事業内容の見直し。
	2 検診事業（特別会計）で得た収入を普及・啓発等の収入を生まない事業（一般会計）の拡充のために繰り入れたり、協会の財政基盤を強化するため、事業内容の見直し等の経営の効率化が必要である。		
	3 未利用地の処分を含めた活用方法の検討が必要である。		1 遊休資産の有効活用方策検討。
	4 県が平成17年度に行う「健康みやざき行動計画21」の中間評価にあわせて、平成22年度までに達成すべき活動目標を数値目標として表すことが重要である。		1 県施策との関連性を有する数値目標設定。 2 人材育成計画の策定。
	5 組織のさらなる効率化の推進が必要である。	1 公の施設である健康づくり推進センターの管理運営について、指定管理者として効率的かつ効果的事業展開が必要である。	
(財) 宮崎県機械技術振興協会	1 宮崎県機械技術センターの管理運営受託業務を行っているが、同センターは設置以来四半世紀を経過し、施設管理の業務の一部民間委託化等の管理のあり方、設備・機能、サービス等の見直しの必要がある。	1 センターの管理運營業務が、業務のほとんどを占めるため、今後のあり方を含めてセンターの見直しの方向性に沿った検討が必要である。	1 センターの機能と利用状況の分析。 2 関係市町村や企業等のニーズの集約と分析。 3 管理運営方法の見直し及び協会のあり方の検討。 4 見直し結果を踏まえた体制整備。
(財) 宮崎県南地域新場産創	1 県が出損し、役員を出すなど他の圏域と異なる関与となっている。県職員の理事就任を縮減する等の措置を行い、他の圏域と同様の関与となる必要がある。	1 圏域単位の地場産業振興は、基本的には圏域の事業であり、県内でも8つの圏域で主体的に事業を実施している。	1 県関与の見直し。

	改革の方向性	理由	改革工程
センター			
(財) 宮崎県産業支援財団	<p>1 現在、「創業支援・産学官連携推進・情報部門」と「設備資金・取引振興部門」の2部門で事業を行っているが、両部門の連携を推進し、より効率の高い事業を実施していく必要がある。</p> <p>2 現在3ヵ所に分散している事務所の統合や2部門の組織・機能の見直しの検討が必要である。</p> <p>3 県と連携をとった中期的な事業計画を検討する必要がある。</p>	<p>1 中小企業等の多様多様なニーズに対応するため、県の補助金や貸付金等により幅広い事業を実施しているが、ある程度のスパンの視野を持ちながら、ニーズの変化に対応した見直し等を行い、より効果の高い事業を実施していく必要がある。</p>	<p>1 中期事業計画の検討。</p> <p>2 中期事業計画の進行管理。</p> <p>3 事務所統合及び組織・機能見直しの検討。</p> <p>4 事業の見直し。</p>
宮崎県信用保証協会	<p>1 景気の先行き不透明感を背景に、企業の設備投資意欲等の減退から、保証申込及び債務保証残高は減少傾向にある。</p> <p>2 財務状況が厳しい状況にある。</p> <p>3 適正保証の推進を図るとともに代位弁済や収支状況に留意しつつ、保証制度の充実、企業浸透度の向上にも取り組む必要がある。</p>	<p>1 信用保証料の減少や代位弁済の増加が懸念され、低金利下に於ける基本財産運用収入の減少等による。</p> <p>1 小規模・零細事業者の多い本県においては、信用保証制度の果たす役割は大変重要である。</p>	<p>1 浸透度向上計画の策定。</p> <p>2 同上の進行管理・見直し。</p> <p>3 保証制度の充実・改善。</p> <p>4 県の財政支援の内容と拠出方法の見直し。</p>
(財) 都城圏地域産業振興センター	<p>1 設立時点での経緯等から県が出捐金と理事を出しており、他の圏域と異なる関与になっている。今後、県職員の理事就任を縮減するなど、県関与の見直しが必要である。</p>	<p>1 圏域単位の地場産業振興は、基本的には圏域の事業であり、県内でも8つの圏域で主体的に事業を実施している。</p>	<p>1 県関与の見直し。</p>
(財) 宮崎コンベンション・ビ	<p>1 コンベンションの誘致推進に加え、コンベンション受け入れに対する県民に向けての啓発活動を推進する必要がある。</p> <p>2 コンベンションの主催者の満足度を高めるとともに、参加者の</p>		<p>1 コンベンション受け入れに対する県民に向けての啓発活動。</p> <p>1 観光関連3団体の統合による体</p>

	改革の方向性	理由	改革工程
ユー ロー	満足度向上に寄与する必要がある。		制強化と効率化の推進。
	3 現在、観光関連団体が3団体あるが統合の必要性がある。		
(財) 宮崎県公園協会	1 (県営の宿泊施設等の施設運営) 県民のニーズによる施設の必要性の見直し、民間での運営可能な施設については、事業の継続可能性の検討等を行う。 (都市公園管理運営委託及び公園緑地事業等の事業) 民間業者の管理も可能になり、管理のあり方の方向性を含めて検討する。		1 事業の再編・見直し計画の策定。 2 民間事業者による管理等について検討・調整する。
	2 退職給与引当金引当額が不足しているため、期限を定めて定期引当が必要である。		
(社) 宮崎県労働者福祉団体中央会	1 住宅供給事業など、設立当初に比べて社会的役割が低下したものがあるので、上部団体としての監督機能を発揮して、事業の縮小あるいは廃止を指導していく必要がある。	1 県内における労働金庫や全労済などの福祉増進事業を目的とする上部団体であり、現在当法人の傘下の事業団体は11会員である。	1 傘下団体(11会員)の縮小等の検討。
	2 特別無担保貸付制度の貸し倒れ補償基金として2千万円を出資しているが、その存在意義が薄れているため、廃止あるいは新たな活用を検討する必要がある。		1 信用保証基金の廃止あるいは新たな活用方法の検討。
(社) 宮崎県農業開発公社	1 農地保有合理化事業 国・県の利子助成期間(5年間)を経過した長期保有地については、売り渡し促進の強化を推進する必要がある。	1 規模縮小農家等の農地を一時保有し、規模拡大や農地の集団化を図る認定農業者等への集積を促進する事業である。	1 事業の再編・見直し及び新たな組織体制の検討。 2 事業再編等に対応した計画策定、組織体制作り。
	2 畜産環境整備事業 国の通達に基づき、事業指定法人として事業を実施している	1 家畜糞尿処理対策等のため、草地・飼料畑の造成整備や糞尿処理施設、畜舎等の整備を行う事業である。	3 財務内容の見直し(経営改善計画の進行管理)

	改革の方向性	理由	改革工程
	が、畜産環境対策の相談活動を実施している（社）宮崎県畜産会等との一層の連携を図る必要がある。		
	3 農業科学公園管理受託事業 民間事業者による管理が出来ないか、その可能性を検討していく。	1 農業科学公園の維持管理を行う事業で、県の条例に基づき実施している。	
	4 経営上の問題点を十分に踏まえ、累積欠損金の解消及び退職給与引当金の計画的な積み立てを早期に実現する必要がある。	1 平成14年度末で累積欠損金40百万円程度を抱えている。 2 退職給与引当金が不足している。（平成14年度末で期末要支給額の30%計上。）	
	5 経営改善、農業関係機関・団体との連携強化、事業編成・見直しを行い、統合を含め新たな組織体制を検討する必要がある。		
宮崎県農業信用基金協会	1 農協等の信用事業の補完的役割を果たしているが、今後、農協等の融資が伸長しない限り、新規保証分の増加が期待できない。そのため、より一層の保証依存率の向上が図れないか検討する必要がある。	1 「農業信用保証保険法」に基づき設立されており、県との関係は薄い。県の出資も最小限であり、農協の出資割合が57.7%である。	1 保証残高減少への対応策の検討。 2 上記検討を踏まえた計画の策定。
	2 厳しい経済情勢では、融資残高が減少し、代位弁済が増加している。関係機関との連携を深め、期中管理をさらに強化し、経営バランスが崩れないよう留意が必要である。		
(財) 宮崎県農業後継者育成基金協会	1 低金利の現状では基本財産の運用益が見込めず、事業内容を取捨選択し、必要性の高い事業に予算を重点配分する必要がある。		1 中期経営計画の検討。
	2 事業を継続的に維持していくためには、基本財産の取り崩しなど新たな財源の確保を含めた総合的な検討が必要である。		1 益金事業の見直し。
	3 当協会の行う全ての事業がソフト事業のため支出額に対する人		1 組織体制の検討。

	改革の方向性	理由	改革工程
	件費率が高く、農業関係機関・団体との統合を含めて組織をより効率的に運営するための検討が必要である。		2 組織体制作り。 3 間接費用削減の検討。
(社) 宮崎県果実生産出荷安定基金協会	1 運営管理費として、当初財源を出捐金利息収入とする予定であったが低金利下で確保できない。現在、中央果実基金協会の特別交付金を受け運営しているが、収支差額はマイナスであり、過去の余剰金を取り崩している。	1 景気動向、果実消費の低迷等により、うんしゅうみかんの価格は低迷している。生産量の少ない年でも補給金が交付されており、当法人の役割が重要となっている。	1 交付金の増額依頼等管理運営費の確保に係る検討が必要。
(社) 宮崎県畜産会	1 当法人は、畜産団体の中心的存在であるが組織の効率化を図る観点から、他の団体との統合を検討する必要がある。		1 統合に向けての検討調整。 2 今後の計画の策定・組織体制作り。
	2 複数の団体で実施している畜産施設整備事業について、各団体間や県との情報交換を行い、農家の利便性の向上を図っていく必要がある。		3 新たな組織の設立。 4 他の団体及び県との情報交換等の実施。 5 基金業務の委託の検討。
	3 肉用牛肥育経営安定対策事業について、一部を農協に委託しているが、さらに効率的運営を図るための業務委託を検討する必要がある。		6 基金事務の商品の見直し・利率アップの交渉。 7 コンサルティングの有用化の検討及び業務の拡大の検討。
	4 基金について、より有利な運用ができるよう商品の見直し・利率アップの交渉が必要である。		
	5 コンサルティング業務については、有料化及び業務対象の拡大等の検討が必要である。		
(社) 宮崎県畜産公社	1 多額の累積欠損を抱えていることから、その解消を図ることが重要な課題となっている。		1 実績数値による経営改善計画の修正。
	2 経営改善策の検討、経営基盤の		

	改革の方向性	理由	改革工程
	強化が必要である。		
(社) 宮崎県家畜改良事業団	1 今後、安定的な運営を行っていくために、経営方針や経営計画についての中長期計画の策定は必要である。		
(社) 宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会	1 当法人が実施する肉用牛枝肉価格安定対策への県の係わり方あるいは統合について検討する必要がある。	1 和牛肥育農家の経営安定を図るため、宮崎県経済連を主体に平成8年に設立された。平成13年、国の制度による経営安定対策事業が(社)宮崎県畜産会で実施されたため、県による経営安定対策が、この事業に移行した。	1 県の係わり方あるいは統合の検討。 2 統合する場合の今後の計画の策定・組織体制作り。
(社) 宮崎県養豚協会	1 他団体との事業統合を検討する必要がある。	1 養豚振興を行っている畜産団体は外にもあることから業務や組織の効率化を図るため。	1 統合に向けての検討・調整。 2 今後の計画の策定・組織体制作り。
(社) 宮崎県肉用子牛価格安定基金協会	1 他団体との統合を検討する必要がある。 2 法人運営に必要な収入確保について検討する必要がある。	1 業務及び組織の効率化を図るため。 1 低金利による基本財産運用収入の減少及び今後国等からの助成金の減少が予想される。	1 統合に向けての検討・調整。 1 今後の計画の策定・組織体制づくり。 2 収入増加に対する具体的検討。
(社) 宮崎県家畜産物衛生指導協会	1 予防注射業務における農家への補助金等が削減される方向の中で、一定の接種率確保が必要となる。 2 家畜防疫体制を堅持する必要があるが、業務や組織の効率化を図るため、他団体との統合を検討する必要がある。	1 効果的に家畜伝染病の発生を予防するため。	1 統合に向けての検討・調整。 2 今後の計画の策定・組織体制づくり。 3 予防注射の接種率が低下しないための対策。
(社) 宮崎	1 経営基盤の安定化を図るため、中長期の経営計画を策定する必	1 当法人の収入は生乳の検査手数料に依存しているが、県の乳用牛の頭数	1 検査収入の減少への対策を含む

	改革の方向性	理由	改革工程
県生乳検査協会	要がある。	の減少に伴い、将来的には生乳生産量の減少が予想される。	1 経営計画の策定。 2 経営計画の推進・管理。
宮崎県漁業信用基金協会	1 中長期経営計画策定が必要である。 2 収入不足により2年連続準備金を取り崩しており、準備金の取り崩しが著しく進めば事業の継続に支障の出る懸念がある。	1 今後の経営の指針となる中長期経営計画が策定されていない。 2 主たる収入が、金融機関からの中小漁業者等の借入に対する保証料と基金運用による利息収入であり、低金利情勢を反映している。	1 中長期経営計画の策定。 2 基金運用方法の検討。
(財)宮崎県内水面振興センター	1 経営改善計画を策定・実行しているが、財務的数値目標を設定していないため、その達成度が不明確となっている。 2 事業の効率性の向上と経営の安定を図るため、数値目標を設定し、事業内容の量、事業の委託のあり方等を検討し経営改善を推進する必要がある。	1 ウナギの採捕事業は、稚魚の好・不漁に左右され収入が不安定である。 2 密漁等を行う暴力団等の予想以上の妨害により多額の警備費用を要した。	1 各種事業の役割分担の確認見直し。 2 数値目標を含む経営改善計画の策定。 3 県方針との計画整合性の確認。
(財)宮崎県漁業振興基金	1 限られた予算の中で事業を実施していくためには、補助対象事業の評価を適切に行い、重点的に事業を行い適切な方策を検討する必要がある。 2 低金利下、運用収入が落ち込んだため数年以内に現在の規模の事業実施が困難になることが予想される。 3 資産の適切な運用や基本財産の取崩し等総合的に検討する必要がある。		1 補助交付対象の優先度の検討。 2 補助交付対象の重点配分の検討。 3 基本財産の有効活用の検討。
会(財)宮崎県栽培漁業協会	1 どの事業が公益性が高く目的に合致し、また目的達成の有効な手段なのか、事業内容をいま一度確認し、今後の方向性を明確にする必要がある。	1 当法人の本来の目的は、沿岸漁業の振興を図ることである。目的に向け、種苗の育成と放流を中心に多くの事業を運営しているが、公益性の高い法人運営のために、一層公益性を確保した事業の選択が求められる。	1 事業推進のための確認と検討。 2 事業効果を測定できる指標の策定と事業効果の開示。 3 原価計算制度の導入。

	改革の方向性	理由	改革工程
			4 事業費削減目標の策定。 5 中長期経営計画の策定。
	2 自己収入となる種苗販売事業をどのように推進していくか検討する。	1 公益事業を営む上で、財源の安定的確保が必要である。	
	3 具体的数値目標を織り込んだ中長期経営計画の策定が必要である。	1 収入の安定的確保及び事業費支出の削減努力を行うため。	
	4 計画の達成状況の把握、見直し的手段として、効果の測定と原価計算制度の構築が必要である。		
(社) 宮崎県林業公社	1 分収造林事業 分収造林契約の遂行が出来なくなるばかりか、造林契約が終了した時点で借入金が残る可能性がある。新規借入は行わない新たな経営方針を前提とした対策を早急に講じる。	1 木材価格の低迷、保育・管理コストの上昇等による。	1 利息負担の軽減。 2 保育事業の削減。 3 管理費の抑制。 4 組織の簡素化。 5 分収造林契約者に対する協力要請。
	2 財務内容の検証を行い、特に森林勘定については、十分な査定を行う。		6 受託事業による森林整備事業の実施。
	3 分収造林契約の見直し、契約相手先への協力要請。		7 公社のあり方の抜本的な検討。 8 県民への情報提供。
	4 人件費等を始めとした内部管理費の抑制及び組織の簡素化など経営合理化の促進。		
	5 事業の縮減等を含めた当法人のあり方について抜本的な検討を行う。		
1 木材価格の長引く低迷等から林業機械の稼働率が低下しているため、今後、継続的に利用状況やニーズなどをチェックし、適宜事業内容等の見直しを行う。	1 当法人は林業の機械化の促進や労働力の確保を目的としているが、現状は高性能林業機械の貸し出し業務が中心となっている。	1 経営計画の策定。 2 組織体制の見直し。 3 林業機械貸出事	

	改革の方向性	理由	改革工程
(社) 宮崎県林業労働機械化センター			業の見直し(機種構成や料金等) 4 林業労働力の確保・育成事業の拡充。
	2 本来の事業である林業労働者の確保や育成に関する事業については、段階的に拡充を図る必要がある。その際、県からの自立性を高める努力が必要である。	1 関係市町村、森林組合等の直接の受益者からの負担を受け入れる必要がある。	
	3 経営計画を策定し、他団体との統合等も含め組織のあり方や人材の見直しを行う。		
	4 理事構成のあり方を検討する。	1 公益法人指導監督基準への準拠。	
宮崎県土地開発公社	1 県全体の中で今後見込まれる土地取得及び関連事業の調査を行い、公社の活用の可能性と必要性について十分な検討を加える。	1 県有施設の整備が進んだこと。 2 地価が下落傾向にあること等から先行取得事業が減少している。 3 事業収益において、土地取得にかかわる斡旋事業が大きなウェイトを占めている。 4 土地造成事業についても、今後公社が事業として取り組む必然性が低くなっている。	1 法人のあり方の検討。
	2 土木関係三公社の事務局組織の統合結果も十分に踏まえ、今後のあり方につき廃止を含めた総合的検討を行う必要がある。		
宮崎県道路公社	1 現在、一ツ葉有料道路と小倉ヶ浜有料道路の管理を行っているが、現在の試算によると、平成22年2月時点で20~30億円の借入金が残る見込みであるため、償還期間の取扱について検討する必要がある。	1 周辺道路の整備や不況の影響により通行料が計画を下回っている。	1 料金徴収期限(平成22年2月と平成25年5月)の取り扱いを検討し県民に説明し理解を求める。
	2 利用者増等の増収対策、事務費等の見直しによる費用節減により経営の改善に努める。		1 経営計画の策定。 2 収益性の改善(利用促進・コスト縮減)
	3 土木関係三公社の事務局組織の		

	改革の方向性	理由	改革工程
	統合結果も十分に踏まえ、今後のあり方につき廃止を含めた総合的検討を行う必要がある。		
宮崎県住宅供給公社	1 国における公社のあり方の検討結果や都市整備・地域振興という公益的役割を考慮したうえで、分譲事業に対する取り組みの方針につき明確にする必要がある。	1 積立分譲方式に対するニーズがほとんど無くなった。 2 住宅団地の開発・分譲事業そのものが民間事業と競合している。 3 現在進行中のまなび野と倉岡ニュータウン事業が終了すると、手持ちの分譲事業が無くなる。	1 まなび野等の分譲促進の取組強化。 2 分譲事業の取組方針及び賃貸事業の基本方針の検討。 3 コスト削減の取組強化。 4 職員宿舍改修事業の受託業務の見直し。 5 事業の整理・再編と他団体との統合の検討。
	2 県から受託している職員宿舍改修事業については、継続するか否か検討する。		
	3 財務面については、県からの自立性は高い。収益性については、厳しい状況である。一般管理費や事業原価の削減等一層の合理化を進め収益性の改善に努める必要がある。	1 事業規模が縮小している。 2 まなび野等の分譲遅れにより、金融機関からの借入金返済に影響が出る。	
	4 土木関係三公社の事務局組織の統合結果も十分に踏まえ、今後のあり方につき事業の整理・再編等総合的検討を行う必要がある。	1 公社法等の改正を前提に、国の住宅施策の動向等を十分に踏まえ検討が必要である。	
(財) 宮崎県建設技術推進機構	1 業務内容の検討、利用者のニーズや民間の状況を十分把握する必要がある。	1 業務実績が必ずしも順調とは言えない。 2 業務につき民間と競合している可能性がある。	1 経営計画の策定。 2 組織体制の検討。
	2 建築に関する研修業務については、他の法人との事業統合の可能性について検討する。		1 他団体との一部事業統合の検討。
	3 市町村支援では、市町村からの受託の割合が低いため、今後市町村の理解を得ていきながらその拡大に努める。		1 市町村からの事業の拡大。

	改革の方向性	理由	改革工程
(財) 一ツ瀬川 県民スポーツ センター	1 地域振興事業の経営改善が見込めない場合は、平成16年度末をめどに、ゴルフ場の廃止を含めた地域振興事業の抜本的見直し及び法人のあり方について一定の結論を得る。	1 ゴルフ場経営は、平成11年度以降赤字経営が続いている。	1 利用者増への取組強化。 2 廃止を含めた地域振興事業及び法人のあり方の見直し。
(財) 宮崎県暴力追放県民会議	1 財団独自運営を行えるよう、賛助会員の拡大に努め、賛助金及び寄付金の獲得をさらに図る必要がある。	1 現在の低金利下、基本財産506百万円の運用先を公社債等の投資に切り替えているが、基本財産運用収入が、事業支出より少ない状態である。	1 賛助会員の拡大。
	2 暴力団等排除責任者に対する講習を受託しているが、この委託料の見直しが必要である。		1 委託料の見直し。
	3 改革実施後、運営費が不足する場合、基本財産の取崩についても検討を要する。		1 基本財産の取崩可否の検討。

第3章 公社等改革について

第1 公社等改革から見た指定管理者制度

1 概要

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的として、平成15年9月に地方自治法が改正され創設された制度である。

宮崎県においては、平成18年4月から62施設（指定管理者候補者の選定結果一覧によれば選定委員会別件数で23件）において指定管理者制度が導入されている。このうち公社等改革対象の法人が従来管理受託者として管理し指定管理者制度を導入した施設は下記の「2 実施した監査手続」に掲げた51施設（選定委員会別件数で13件）となっている。

宮崎県公社等改革指針（平成16年3月策定）で「・・・官から民へという基本的な時代の流れを踏まえ、現在の公社等の役割や必要性を抜本的に見直すとともに、公社等の経営の効率化と自立化を図り、県民にとって最小の経費で最大の効果が得られるように・・・」という改革の基本姿勢が打ち出されている。一方指定管理者制度においては「・・・民間の能力を活用しつつ・・・経費の縮減等を図ることを・・・」が目的となっている。両者の目的が民間の能力の活用及び経費の縮減という点においてオーバーラップし、そこに公社等改革の対象となった公社等が従来管理受託者として管理してきた施設に指定管理者制度が導入され、また公社等がそれに応募するという事になった理由があると思われる。

宮崎県の「指定管理者候補者の選定結果一覧」によれば、宮崎県の指定管理者制度の導入による財政負担の縮減額は約4億円となっており、公社等改革の対象となった公社等が従来管理受託者として管理してきた施設に指定管理者制度が導入された施設に限っても約2億7千4百万円ということであり、指定管理者制度の導入により明らかに経費の縮減は実現しているといえる。

しかし注目すべきは応募者の数である。全23件（ここからは応募者の数を念頭に置いた話のため選定委員会別の23件を基準にする）件数施設のうち1者の応募しかなかったものが9件、2者の応募しかなかったものが5件と2者までの応募しかなかったものが60.9%に達している。公社等改革の対象となった公社等が従来管理受託者として管理してきた施設に指定管理者制度が導入された施設に限っても、1者の応募しかなかったものが2件、2者の応募しかなかったものが4件と2者までの応募しかなかった施設が46.2%となっている。

宮崎県公社等改革指針の「・・・官から民へという基本的な時代の流れを踏まえ・・・」ということは一般的には民間でできることはすべて民間に任せるということでありそこでは競争原理が導入されるということになる。この観点から見たときに1者もしくは2者しか応募がないという施設で競争原理の導入はどうなるのかという

疑問が生じた。

そこで公社等改革の対象となった公社等が従来管理受託者として管理してきた施設に指定管理者制度が導入された13件について応募者数に関する分析を行った。

2 実施した監査手続き

公社等改革の対象となった公社に宮崎県が委託していた施設のうち、指定管理者制度を導入した施設は次のとおりである。

公社等名	施設名
宮崎県青少年研修協会	宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家
宮崎県公園協会	宮崎県東京学生寮 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設 県営国民宿舎高千穂荘 宮崎県サンビーチツ葉及び宮崎港マリーナ施設
宮崎県立芸術劇場	宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園 県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園 県立阿波岐原森林公園 特別史跡公園西都原古墳群
宮崎県機械技術振興協会	県立芸術劇場
宮崎県建築住宅センター	宮崎県機械技術センター
一ツ瀬川県民スポーツセンター	県営住宅33団地 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

これらの施設について下記資料、担当課が選定委員に対して行った指定管理応募者に対する配点の仕方の指示の内容及び選定委員毎の応募者別の点数に関するアンケートの結果を合わせて分析、検討を行った。

- (各施設)の指定管理者候補者の選定について
- 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について(平成18年度)
- (各施設)の管理運営に関する年度協定書(平成18年度分・平成19年度分)
- (各施設)の管理運営に関する基本協定書

3 契約状況

平成18年度の契約状況についてまとめると表1のようになる。

表1 契約状況

No.	施設名	公募条件の指定期間	公募条件の委託料の上限(千円)		指定管理料 又は(県への納付金)(千円)		応募者数
			年間	3年間	平成18年度	平成19年度	
1	宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	285,598	856,794	265,000	265,000	4者
2	宮崎県東京学生寮	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	10,831	32,493	10,139	9,713	6者
3	県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	平成18年4月1日～平成23年3月31日(5年間)	県への納付金		(39,000)		1者
4	県営国民宿舎高千穂荘	平成18年4月1日～平成23年3月31日(5年間)	県への納付金		(45,000)		2者
5	宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチツ葉	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	50,174	150,522	50,000	48,500	3者
6	宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	119,667	359,001	107,747	107,147	3者
7	県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	88,997	266,991	83,000	81,000	5者
8	県立阿波岐原森林公園	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)	56,195	168,585	54,500	54,000	5者

		1日(3年間)					
9	特別史跡公園 西都原古墳群	平成18年4月1日 ～平成21年3月3 1日(3年間)	27,463	82,389	25,298	25,298	2者
10	県立芸術劇場	平成18年4月1日 ～平成23年3月3 1日(5年間)	498,476		487,893	487,893	2者
11	宮崎県機械技 術センター	平成18年4月1日 ～平成21年3月3 1日(3年間)	56,711	170,133	54,005	54,341	1者
12	県営住宅33 団地	平成18年4月1日 ～平成21年3月3 1日(3年間)	126,358	379,074	87,000	87,000	4者
13	一ツ瀬川県民 スポーツレク リエーション 施設	平成18年4月1日 ～平成21年3月3 1日(3年間)	県への納 付金		(27,722)		2者

この表から見る限り平成18年度は全施設について公募時の条件よりも低い指定管理料で協定が結ばれており、平成19年度は初年度よりもさらに低い金額となっている施設もある。一方では2年目も初年度と同じ金額となっている施設や逆に金額が増加した施設見受けられる。この点に関して指定管理料金は3年から5年の指定期間の総額を各年度でどう配分するののかの問題であり、1年間だけの結果で判断を行うことはできない。

4 指定管理応募者に対する配点の仕方の指示の内容

(1) これらの施設に関して担当課に選定委員に対する指定管理応募者に対する配点の仕方の指示の内容及び選定委員毎の応募者別の点数に関するアンケートを行いまとめると次のようになる。

宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家(青少年男女参画課)

選定委員会で定めた選定基準、各審査項目及び配点に沿って採点を行う。

宮崎県東京学生寮(総務課)

各選定委員が下記の事項(合計100点満点)について採点を行う。

- ・「住民の平等な利用の確保」
- ・「公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画」

- ・「経費の削減」
- ・「事業計画を着実に実施するための管理運営能力」
- ・「事業遂行能力・緊急時の体制・設置者との連携」

各選定委員の合計が最も高い応募者を、指定管理者とする。

県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設
(観光・リゾート課)

選定委員会で定めた選定基準、各審査項目及び配点に沿って採点を行う。

県営国民宿舎高千穂荘 (観光・リゾート課)

同上

宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉 (港湾課)

「採点シート」により、審査項目毎に10段階で評価し、配点を乗じて得点とする。(すべて10の評価の場合100点となる。)

10段階の評価は、選定委員に任せている。

例) 10段階評価が7で、配点が0.5の審査項目の場合、 $7 \times 0.5 = 3.5$ が得点となる。

宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園 (公園下水道課)

配点については、公募の段階で配点を告示している。

選定委員へ、配点の仕方の指示はしていない。

応募者を比較した採点方法は、採用していない。

県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園 (公園下水道課)

同上

県立阿波岐原森林公園 (公園下水道課)

同上

特別史跡公園西都原古墳群 (公園下水道課)

同上

県立芸術劇場 (生活・文化課)

審査項目毎に配点が決まっており、その点数の範囲内で選定委員が自由に採点する。各選定委員の持ち点は1候補者に対し、100点。

宮崎県機械技術センター (新産業支援課)

選定委員会で定めた選定基準、各審査項目及び配点に沿って採点を行う。

県営団地33団地 (建築住宅課)

選定委員会で定めた選定基準、各審査項目及び配点に沿って採点を行う。

一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設 (企業局総務課)

審査項目毎に配点が決まっており、その点数の範囲内で選定委員が自由に採点する。各選定委員の持ち点は1候補者に対し、100点。

(2) 分析結果

指定管理応募者に対する配点の仕方の指示の内容をみると各担当課により指示の仕方は様々であるが、基本的には選定基準の項目毎に施設の目的を踏まえた上で判

断の基礎となる小項目をもうけ、項目、小項目毎に点数を配分し、その中で選定委員に任せているということになっている。

応募者を比較した採点方法は採用していないということであるが、それであればいわゆる足きりをどのように行うのか、また同点の場合にはどうするのかといったことが示されていないように思える。

5 選定委員毎の応募者別の点数

(1) 選定委員毎の応募者別の点数をまとめると表2のようになる。

(2) 分析結果

ア 応募者が2者までの施設は以下の6件であり、これらの施設についてはすべての委員が高い得点（1位）をつけた応募者は同一であった。

施設名	従来の管理受託者	従来の管理受託者の応募の有無	指定管理者
県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	財団法人宮崎県公園協会	無し	ハイランドリゾートグループ（共同申請）
県営国民宿舎高千穂荘	財団法人宮崎県公園協会	有り	神楽酒造株式会社
特別史跡公園西都原古墳群	財団法人宮崎県公園協会	有り	財団法人宮崎県公園協会
県立芸術劇場	財団法人宮崎県立芸術劇場	有り	財団法人宮崎県立芸術劇場
宮崎県機械技術センター	財団法人宮崎県機械技術振興協会	有り	財団法人宮崎県機械技術振興協会
一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター	有り	財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

イ これらの6件のうち4件までが従来の管理受託者が引き続き指定管理者と

表2 選定委員毎の候補者別の点数

No.	施設名	従来の管理受託者		候補者	選定委員								結果											
		名称	応募の有無		委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	委員6	委員7	委員8	合計	平均	第1位 順位	第2位 順位	第3位 順位	第4位 順位	第5位 順位	第6位 順位				
1	宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家	財団法人宮崎県青少年研修協会	有り	候補者1	79.0	68.0	80.0	82.0	74.0	71.0														
				候補者2	62.0	59.0	77.0	71.0	46.0	61.0														
				学校法人宮崎総合学院	78.0	71.0	87.0	78.0	74.0	71.0														
				候補者4	23.0	32.0	13.0	33.0	26.0	23.0														
2	宮崎県東京学生寮	財団法人宮崎県公園協会	有り	候補者1	79.0	73.0	82.0	79.0	56.0															
				ジャパンプロテック シヨウ株式会社	84.0	59.0	88.0	84.0	56.0															
				候補者3	71.0	36.0	75.0	77.0	59.0															
				候補者4	31.0	31.0	57.0	43.0	43.0															
				候補者5	80.0	50.0	83.0	81.0	62.0															
				候補者6	40.0	44.0	48.0	67.0	54.0															
3	県営国民宿舎えびの高原庄及び県営えびの高原スポーツレクシヨン施設	財団法人宮崎県公園協会	無し	ハイランドリゾートグループ（共同申請）	77.0	66.0	52.0	69.0	72.0															
4	県営国民宿舎高千穂荘	財団法人宮崎県公園協会	有り	神楽酒造株式会社	79.0	71.0	56.0	69.0	69.0															
				候補者2	71.0	67.0	54.0	66.0	63.0															
				候補者1	69.4	49.1	63.4	50.3	67.2															
				候補者2	64.9	61.7	53.3	53.1	75.7															
5	宮崎港マリナー施設及び宮崎県サニビチーツ葉	財団法人宮崎県公園協会	無し	グループ（共同申請）	72.0	52.6	71.7	51.3	76.3															
6	宮崎県総合運動公園及び県立青島垂熱帯植物園	財団法人宮崎県公園協会	有り	候補者1	18.0	10.0	40.0	52.0	34.0															
				財団法人宮崎県公園協会	65.0	66.0	84.0	78.0	83.0															
				候補者3	55.0	62.0	82.0	72.0	72.0															

7	県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園	財団法人宮崎県公園協会	有り	候補者1 マナーゲーム ハート宮崎(共同申請)	77.0	60.0	62.0	76.0	76.0	76.0				351.0	70.2	1人	4人	0人	0人	0人	
				候補者2 候補者3 候補者4 候補者5	66.0	67.0	70.0	81.0	85.0					369.0	73.8	4人	0人	1人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	71.0	35.0	34.0	54.0	68.0					262.0	52.4	0人	1人	4人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	48.0	11.0	25.0	42.0	50.0					176.0	35.2	0人	0人	0人	3人	2人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	42.0	8.0	24.0	52.0	57.0					183.0	36.6	0人	0人	0人	2人	3人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	14.0	29.0	38.0	56.0	43.0					180.0	36.0	0人	0人	0人	0人	5人	
8	県立阿波岐原森林公園	財団法人宮崎県公園協会	有り	候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	56.0	75.0	74.0	76.0	76.0					357.0	71.4	1人	3人	1人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	15.0	30.0	50.0	68.0	54.0					217.0	43.4	0人	0人	0人	5人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	56.0	78.0	77.0	80.0	80.0					371.0	74.2	5人	0人	0人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	52.0	67.0	73.0	82.0	75.0					349.0	69.8	0人	1人	0人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	32.0	37.0	34.0	54.0	50.0					207.0	41.4	0人	5人	0人	0人	0人	
9	特別史跡公園西都原古墳群	財団法人宮崎県公園協会	有り	候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	68.0	81.0	79.0	86.0	84.0					398.0	79.6	5人	0人				
10	県立芸術劇場	財団法人宮崎県立芸術劇場	有り	候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	68.0	70.0	90.0	80.0	87.0	85.0				480.0	80.0	6人	0人				
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	48.0	69.0	70.0	58.0	53.0	59.0				357.0	59.5	0人	6人				
11	宮崎県機械技術センター	財団法人宮崎県機械技術振興協会	有り	候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	73.0	85.0	85.0	77.0	81.0					401.0	80.2						
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	84.0	90.0	82.0	84.0	70.0					410.0	82.0	0人	4人	1人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	66.0	82.0	82.0	66.0	84.0					380.0	76.0	0人	1人	4人	0人	0人	
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	21.0	27.0	21.0	20.0	37.0					126.0	25.2	0人	0人	0人	5人	0人	
12	県営住宅33団地	財団法人宮崎県建築住宅センター	有り	候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	90.0	92.0	84.0	88.0	100.0					454.0	90.8	5人	0人	0人	0人	0人	
13	一ツ瀬川県民スポーツセンター施設	財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター	有り	候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	97.0	100.0	79.0	84.0	85.0	81.0	96.0	85.0	707.0	88.6	1人						
				候補者1 候補者2 候補者3 株式会社園田グループ 候補者5	44.0	62.0	53.0	60.0	62.0	68.0	89.0	75.0	513.0	64.5	0人						

※1 一ツ瀬川県民スポーツセンター施設の平均は審査項目毎に算出した平均を合計した点数を委員数(8)で割った数値と一致しない。

して選定されている。従来の管理受託者が指定管理者として選定されなかった2件のうち1件は従来の管理受託者が応募しなかったものであり、実質的には5件のうち4件が従来の管理受託者が指定管理者として引き続き選定されたことになる。

ウ これに対して、応募者が3者以上になった施設は以下の7件であり、従来の管理受託者が引き続き指定管理者として選定されたのは1件にとどまっている。またこれらの場合県営住宅33団地を除き選定委員が1位をつけた応募者は各委員によって別かれている（県営住宅33団地については1位をつけた応募者は各委員とも同じであった）。

施設名	従来の管理受託者	従来の管理受託者の応募の有無	指定管理者
宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家	財団法人宮崎県青少年研修協会	有り	学校法人宮崎総合学院
宮崎県東京学生寮	財団法人宮崎県公園協会	有り	ジャパンプロテクション株式会社
宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園	財団法人宮崎県公園協会	有り	財団法人宮崎県公園協会
宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉	財団法人宮崎県公園協会	無し	サンマリナグループ（共同申請）
県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園	財団法人宮崎県公園協会	有り	パークマネージメント宮崎（共同申請）
県立阿波岐原森林公園	財団法人宮崎県公園協会	有り	株式会社園田グリーンセンター
県営住宅33団地	財団法人宮崎県建築住宅センター	有り	社団法人宮崎県宅地建物取引業協会（共同申請）

エ 応募者が2者までの施設についてはすべての委員が高い得点（1位）をつけた応募者は同一であったことから、応募者が1者の場合は当然1位しかつかないわけであるが、2者の場合も各施設に関して全ての委員の見方が一致していたということになり、他の応募者と明らかな差があったということが

推測される。そして各施設に関して全ての委員が1位を付けた5件のうち4件の応募者が従来の管理受託者であったということである。

このような結果は「・・・民間の能力を活用しつつ・・・経費の縮減等を図ることを・・・」という指定管理者制度の目的から見ると疑問を持たざるを得ない。

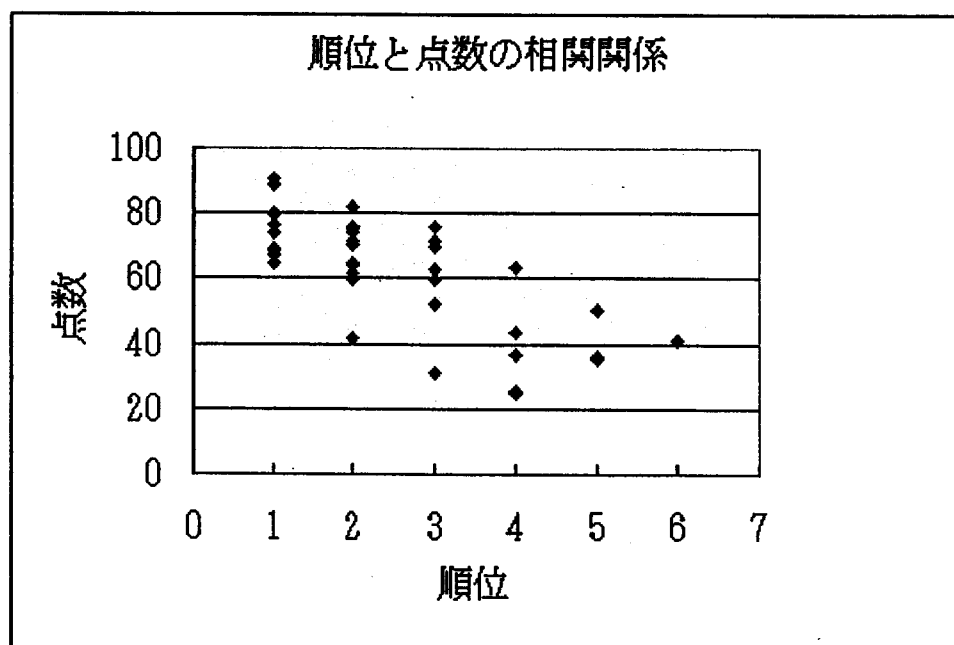
なぜ民間の業者の応募が無かったり少なかったりしたのか。民間の業者は、NPO法人等を除き、営利を目的としているために、施設の管理運営自体に魅力を感じなければ応募してこない。今回が指定管理者制度の初めての公募であり十分な認知が得られていなかったことに加えて、施設の管理運営自体に魅力を感じなかったか、魅力を感じたとしても管理運営を行っていくノウハウ等を持っていなかったので応募しなかった等様々な理由が考えられる。公社等改革の観点からは民間からの応募自体が少なければ競争原理が働きにくいおそれがあり、少なくとも外形的に実質的に競争が行われたといえるぐらいの応募者数の確保に努めることが大切となってくる。

6 順位と点数の相関関係

(1) この表を基に順位と点数の相関関係をまとめるとグラフ1のようになる。

グラフ1 順位と点数の相関関係

順位	平均点
2	75.6
3	62.7
1	76.5
4	25
2	73.8
1	74.2
4	63.6
6	41
3	71.2
5	50.6
1	67.2
1	68.8
2	64.2
3	59.9
2	61.7
1	64.8
3	30.8
2	75.2



1	68.6
2	70.2
1	73.8
3	52.4
5	35.2
4	36.6
5	36
2	71.4
4	43.4
1	74.2
3	69.8
2	41.4
1	79.6
1	80
2	59.5
1	80.2
2	82
3	76
4	25.2
1	90.8
1	88.6
2	64.5

	点数	応募者数
1位の平均	75.9	13者
2位の平均	67.2	11者
3位の平均	60.4	7者
4位の平均	38.8	5者
5位の平均	40.6	3社
6位の平均	41	1社

(2) 分析結果

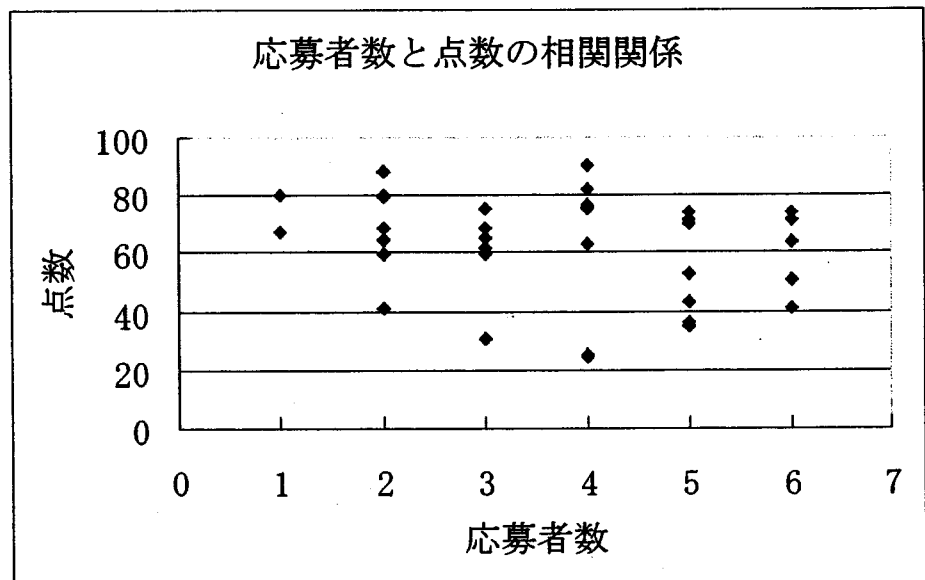
- ア 順位と点数の相関関係からは、1位の平均点から5位の平均点まで分布図及び平均点共になだらかな連続性があり特に問題点は見いだせない。
- イ 6位の点数は5位の平均点を上回っているが、5位と6位は合わせて4者しかない為異常であるということとはできない。
- ウ 従って各選定委員は 応募者をよく分析検討した上で点数をつけていたことが見て取れる。

7 応募者数と点数の相関関係

- (1) 応募者数と点数の相関関係をまとめるとグラフ2のようになる。

グラフ2 応募者数と点数の相関関係

応募者数	平均点
4	75.6
4	62.7
4	76.5
4	25
6	73.8
6	74.2
6	63.6
6	41
6	71.2
6	50.6
1	67.2
2	68.8
2	64.2
3	59.9
3	61.7
3	64.8
3	30.8
3	75.2
3	68.6
5	70.2
5	73.8
5	52.4
5	35.2
5	36.6
5	36
5	71.4
5	43.4
5	74.2
5	69.8
2	41.4
2	79.6
2	80
2	59.5
1	80.2
4	82
4	76
4	25.2



	点数	応募者数
6者の平均	62.4	6件
5者の平均	56.3	10件
4者の平均	64.2	8件
3者の平均	60.2	6件
2者の平均	68.3	8件
1者の平均	73.7	2件

4	90.2
2	88.6
2	64.5

(2) 分析結果

- ア 応募者数毎の平均点からみた場合、1者の場合は平均点が70点を超えて高くなっているがそれ以外の場合はあまり差は見られない。
- イ グラフで見ると応募者が2者から4者の場合に、それぞれ他の応募者と点数が大きく開いている応募者があり、これらの応募者を除く他の応募者はだいたい60点以上の点数になっている。
- ウ 応募者が5者や6者の場合は、各選定委員は後で評価する応募者のことを念頭に置いて評価せざるをえないため点数のばらつきはでにくいと考えられるが、応募者が少ない場合は後で評価する応募者のこと考える必要がないために、点数にばらつきが出易くなるものと思われる。

8 選定委員毎の順位間の点数差

(1) 選定委員毎の順位間の点数差をまとめると表3のようになる。

表3 選定委員毎の順位間の点数差

No.	応募者数	順位	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	委員6	委員7	委員8	合計	平均
1	4者	1	79.0	71.0	87.0	82.0	74.0	71.0				
		2	78.0	68.0	80.0	78.0	74.0	71.0				
		差	1.0	3.0	7.0	4.0	0.0	0.0			15.0	2.5
		2	78.0	68.0	80.0	78.0	74.0	71.0				
		3	62.0	59.0	77.0	71.0	46.0	61.0				
		差	16.0	9.0	3.0	7.0	28.0	10.0			73.0	12.2
		3	62.0	59.0	77.0	71.0	46.0	61.0				
2	6者	4	23.0	32.0	13.0	33.0	26.0	23.0				
		差	39.0	27.0	64.0	38.0	20.0	38.0			226.0	37.7
		1	84.0	73.0	88.0	84.0	62.0					
		2	80.0	59.0	83.0	81.0	59.0					
		差	4.0	14.0	5.0	3.0	3.0				29.0	5.8
		2	80.0	59.0	83.0	81.0	59.0					
		3	79.0	50.0	82.0	79.0	56.0					
		差	1.0	9.0	1.0	2.0	3.0				16.0	3.2

		3	79.0	50.0	82.0	79.0	56.0					
		4	71.0	44.0	75.0	77.0	56.0					
		差	8.0	6.0	7.0	2.0	0.0				23.0	4.6
		4	71.0	44.0	75.0	77.0	56.0					
		5	40.0	36.0	57.0	67.0	54.0					
		差	31.0	8.0	18.0	10.0	2.0				69.0	13.8
		5	40.0	36.0	57.0	67.0	54.0					
		6	31.0	31.0	48.0	43.0	43.0					
		差	9.0	5.0	9.0	24.0	11.0				58.0	11.6
3	1者	1	77.0	66.0	52.0	69.0	72.0					
4	2者	1	79.0	71.0	56.0	69.0	69.0					
		2	71.0	67.0	54.0	66.0	63.0					
		差	8.0	4.0	2.0	3.0	6.0				23.0	4.6
		1	72.0	61.7	71.7	53.1	76.3					
5	3者	2	69.4	52.6	63.4	51.3	75.7					
		差	2.6	9.1	8.3	1.8	0.6				22.4	4.5
		2	69.4	52.6	63.4	51.3	75.7					
		3	64.9	49.1	53.3	50.3	67.2					
		差	4.5	3.5	10.1	1.0	8.5				27.6	5.5
		1	65.0	66.0	84.0	78.0	83.0					
6	3者	2	55.0	62.0	82.0	72.0	72.0					
		差	10.0	4.0	2.0	6.0	11.0				33.0	6.6
		2	55.0	62.0	82.0	72.0	72.0					
		3	18.0	10.0	40.0	52.0	34.0					
		差	37.0	52.0	42.0	20.0	38.0				189.0	37.8
		1	77.0	67.0	70.0	81.0	85.0					
7	5者	2	71.0	60.0	62.0	76.0	76.0					
		差	6.0	7.0	8.0	5.0	9.0				35.0	7.0
		2	71.0	60.0	62.0	76.0	76.0					
		3	66.0	35.0	34.0	54.0	68.0					
		差	5.0	25.0	28.0	22.0	8.0				88.0	17.6
		3	66.0	35.0	34.0	54.0	68.0					
		4	48.0	11.0	25.0	52.0	57.0					
		差	18.0	24.0	9.0	2.0	11.0				64.0	12.8
		4	48.0	11.0	25.0	52.0	57.0					
		5	42.0	8.0	24.0	42.0	50.0					
		差	6.0	3.0	1.0	10.0	7.0				27.0	5.4
		8	5者	1	56.0	78.0	77.0	82.0	80.0			

		2	56.0	75.0	74.0	80.0	76.0					
		差	0.0	3.0	3.0	2.0	4.0				12.0	2.4
		2	56.0	75.0	74.0	80.0	76.0					
		3	52.0	67.0	73.0	76.0	75.0					
		差	4.0	8.0	1.0	4.0	1.0				18.0	3.6
		3	52.0	67.0	73.0	76.0	75.0					
		4	15.0	30.0	50.0	68.0	54.0					
		差	37.0	37.0	23.0	8.0	21.0				126.0	25.2
		4	15.0	30.0	50.0	68.0	54.0					
		5	14.0	29.0	38.0	56.0	43.0					
		差	1.0	1.0	12.0	12.0	11.0				37.0	7.4
9	2者	1	68.0	81.0	79.0	86.0	84.0					
		2	32.0	37.0	34.0	54.0	50.0					
		差	36.0	44.0	45.0	32.0	34.0				191.0	38.2
10	2者	1	68.0	70.0	90.0	80.0	87.0	85.0				
		2	48.0	69.0	70.0	58.0	53.0	59.0				
		差	20.0	1.0	20.0	22.0	34.0	26.0			123.0	20.5
11	1者	1	73.0	85.0	85.0	77.0	81.0					
12	4者	1	90.0	92.0	84.0	88.0	100.0					
		2	84.0	90.0	82.0	84.0	84.0					
		差	6.0	2.0	2.0	4.0	6.0				20.0	4.0
		2	84.0	90.0	82.0	84.0	84.0					
		3	66.0	82.0	82.0	66.0	70.0					
		差	18.0	8.0	0.0	18.0	14.0				58.0	11.6
		3	66.0	82.0	82.0	66.0	70.0					
		4	21.0	27.0	21.0	20.0	37.0					
		差	45.0	55.0	61.0	46.0	33.0				240.0	48.0
13	2者	1	97.0	100.0	79.0	84.0	85.0	81.0	96.0	85.0		
		2	44.0	62.0	53.0	60.0	62.0	68.0	89.0	75.0		
		差	53.0	38.0	26.0	24.0	23.0	13.0	7.0	10.0	194.0	24.3

(2) 分析結果

ア 順位毎の平均の点数差をみた場合に、以下のように20点以上の大差が付いているケースが7件見られた。

施設名	従来の管理 受託者	従来の 管理受 託者の	指定管理者	応募者数 及び点数差
-----	--------------	-------------------	-------	---------------

		応募の有無		
宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家	財団法人宮崎県青少年研修協会	有り	学校法人宮崎総合学院	4者 3位と4位の差が37.7点
宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園	財団法人宮崎県公園協会	有り	財団法人宮崎県公園協会	3者 2位と3位の差が37.8点
県立阿波岐原森林公園	財団法人宮崎県公園協会	有り	株式会社園田グリーンセンター	5者 3位と4位の差が25.2点
特別史跡公園西都原古墳群	財団法人宮崎県公園協会	有り	財団法人宮崎県公園協会	2者 1位と2位の差が38.2点
県立芸術劇場	財団法人宮崎県立芸術劇場	有り	財団法人宮崎県立芸術劇場	2者 1位と2位の差が20.5点
県営住宅33団地	財団法人宮崎県建築住宅センター	有り	社団法人宮崎県宅地建物取引業協会（共同申請）	4者 3位と4位の差が48.0点
一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設	財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター	有り	財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター	2者 1位と2位の差が24.3点

イ 採点は、選定基準の項目毎に施設の目的を踏まえた上で判断の基礎となる小項目をもうけ、項目、小項目毎に点数を配分されているため、点数に大差がついたケースは応募者間で明らかな差があったということになる。

ウ 3者から5者の応募があったケースでは大差がついたのは2位と3位、3位と4位の間であり1位と2位の間の差は少なかった。

エ また2者の応募しかないケースでは、従来の管理受託者が2位に20点以上の大差をつけて指定管理者候補に選定されていた。

オ これらのことから3者以上の応募があったケースでは選定されるか否かは僅差の争いとなっているのに対し、2者の応募のケースでは大差がつい

てしまっていることから、従来の管理受託者がずば抜けて優れていたかもしくは他の応募者のレベルが低かったかということになる。

3者以上の応募があったケースでは、施設が違っているため単純な比較はできないものの、従来の管理受託者と他の応募者との間に大差がついていないことを考えると、2者の応募の場合だけ従来の管理受託者がずば抜けて優れていたとは考えにくい。

結局2者までの応募者の場合はある程度のレベルに達している応募者がいなかったということであろう。

では民間の業者の応募が少なかったのか。この点については上記「5. 選定委員毎の応募者別の点数」の「2) 分析結果」の「(4)」のとおりであるが、公社等改革の観点からは民間からの応募自体が少なければ競争原理が働きにくいおそれがあり、少なくとも実質的に競争が行われたといえるぐらいの応募者数の確保に努めることが大切となってくる。

9 監査の結果

複数の応募者があった施設では、選定委員毎・応募者毎の点数からみると平均点(総得点)が最も高い応募者と第1順位の点数をつけた選定委員が最も多い応募者が一致しており、結果的に選定自体は適正に行われたと考える。

包括外部監査人の意見

1 宮崎県公社等改革指針の改革の基本姿勢から、公社等改革の対象となった施設で指定管理者制度を導入する場合には、少なくとも実質的に競争が行われたことが外形的に認められるような応募者の数を確保できるように努力すべきであろう。

応募者が1者もしくは2者の場合は従来の管理受託者が指定管理者として選定されるケースが多かったという事実があり、採点結果の現れ方も応募者が3者以上の場合と違ってきていた。このように外形的に現れた結果から見た場合、一般の県民もこのような外形からの見方しかできないはずであるが、そこに競争原理が働いたという見方をすることは難しい。

平成19年3月改訂の宮崎県公社等改革指針においても「・・・官から民へという基本的な時代の流れを踏まえ、現在の公社等の役割や必要性を抜本的に見直すとともに、公社等の経営の効率化と自立化を図り、県民にとって最小の経費で最大の効果が得られるように・・・」という従来からの改革の基本姿勢が継続して掲げられ、さらには指定管理者制度への対応として「制度導入施設を管理する公社等は、民間事業者との競争を前提とした効率的な事業・組織体制の構築や役職員の企画営業力の強化を図る・・・」とはっきり「民間事業者との競争を前提」としているという踏み込んだ記載が行われている。

従って次回の募集に際して今回と同じ「公募」という形をとるのであれば、今回少数の応募しかなかった施設に関しては、募集方法等の見直しを行うとともに指定

管理者制度のさらなる認知度向上を図ることにより民間の業者が進んで応募してくれるような環境を整え、実質的に民間業者との競争が行われたことが外形的にも認められるような応募者の数を確保すべきであろう。

2 指定管理者制度にかかわる「剰余金返還特約」について

指定管理者制度においては、指定管理者は事務処理の委託を受けるものに該当し、指定は法人税法上の請負業であると解される。

指定管理者制度にあつて、地方公共団体から支払われる公の施設を管理するために要する費用に剰余金返還特約が付されていない場合は、実費弁済になる。

宮崎県において、この制度により指定管理者になった財団・社团は8法人である。

上記財団・社团に質問したところ、指定管理者としての第1期である平成18年度において、8法人のうち5法人社は指定管理者としての委託料等を含んで法人税の申告を行っていた。

残り3法人社は法人税の申告を行っていなかった。結果として2法人は、法人税の申告洩れとなっている。このうち、1法人は、以前より収益事業については申告を行っていたが、この指定管理者制度における利用料収入については、公益事業部門として処理していたため申告を行っていなかった。また、1法人は、指定管理者制度以前は収益事業を行っていなかった。

残り1法人については、指定管理者制度になった後も、年度協定書において、従前どおり「剰余金返還特約」を明記し、税務署より「実費弁償による事務処理の受託等」に該当する旨の確認をとり、法人税の申告を行っていなかった。

担当者に質問したところ、指定管理者制度の実務の手引きである「指定管理者制度のすべて」（第一法規）の解説において、指定管理者と地方公共団体との協議の上で「剰余金返還」を定めることが可能とされていること等から、年度協定書に「剰余金返還特約」を規定したとの事である。

しかし、制度上必ずしも「剰余金返還特約」をはずす必要は無いとしても、指定管理者の選定過程の公平性等について以下のような誤解を生じさせる可能性もある。

指定管理者制度は、民間会社も参入し事務効率の向上を目指すものであり、その選定基準は公平である必要がある。もし、民間会社が指定管理者として選任された場合には、年度協定書において、「剰余金返還特約」の記載を要求することは出来ない。なぜなら、この「剰余金返還特約」とは、収入より費用が少ない場合つまり、利益が出たらその利益部分を返還するというものである。収入より費用が多い場合は、その差額は補てんされず、利益が出たら返還するという条件なら、民間会社は参入できない。

それに対し、財団・社团が選定された場合に、「剰余金返還特約」を年度協定書に規定できるのであれば、宮崎県としては財団・社团を選定した方が絶対有利となる。なぜなら、利益が出ればそれを返還してもらえるのである。すると、公募するにしても、絶対に財団・社团に指定管理者になってもらいたいという場合がもし生じたとすると、最初から利益部分を控除して、民間会社に不利になるような応募条

件とすることも理屈の上では可能となる。

選定基準は公平であるのは当然であるが、たとえ公平に実施されたとしても、その結果からみると選定の公平さが疑われる可能性のある行為は避けるべきであると考え。 「剰余金返還特約」を選定後に年度協定書に規定することは、選定の公平さを疑わせる一つの要因と考える。また、この「剰余金返還特約」を記載することにより、法人税等の申告を行う必要が無いのであれば、同じ指定管理業務を行うことにより法人税等を申告している、他の財団・社団及び民間会社との公平性を欠くと考える。